

自転車保険プランの補償内容

日常生活賠償特約

日常生活上の偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金をお支払いします（免責金額：0円）

自転車搭乗中に他人にケガを負わせた



買い物中、誤って商品を壊してしまった



水漏れを起こし、階下の家具などを汚してしまった



日本国内で電車等を運行不能にさせてしまった



※上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。
 ※被保険者の職務遂行（自転車での出前等）に直接起因する損害賠償責任は、保険金支払いの対象外になります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ケガの補償 傷害補償(MS&AD型)特約

国内外問わず

国内・国外を問わず、自転車での事故によるケガを補償します

自転車搭乗中に転んでケガをした



自転車でぶつかられてケガをした



自転車とは …ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。
 （注1）レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。
 （注2）積載物を含みます。

保険金額（ご契約金額）と掛金

自転車搭乗中等のみ補償特約・日常生活賠償特約・傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約セット

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数60日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数30日、免責期間0日（入院・通院）

パーソナルタイプ（タイプA）

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	年間掛金
本人	150万円	2,000円	1,500円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	2,000円

中途加入の方の掛金（パーソナルタイプ：タイプA）

補償開始日	2021年					2022年					
	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日
年間掛金	1,850円	1,670円	1,500円	1,340円	1,170円	1,010円	840円	660円	510円	350円	160円

ファミリータイプ（タイプB）

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額（免責金額0円）	年間掛金
本人	150万円	2,000円	1,000円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	2,500円
配偶者	100万円	1,500円	750円			
親族	50万円	1,000円	500円			

中途加入の方の掛金（ファミリータイプ：タイプB）

補償開始日	2021年					2022年					
	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日
年間掛金	2,310円	2,100円	1,890円	1,670円	1,480円	1,280円	1,040円	830円	640円	420円	210円

保険料と制度運営費について

- ・上表の掛金には保険料と制度運営費が含まれています。
- ◆パーソナルタイプ（タイプA）：一時払保険料1,820円（制度運営費180円） ◆ファミリータイプ（タイプB）：一時払保険料2,040円（制度運営費460円）
- ※中途加入の方の制度運営費については、「自転車保険プランのご案内パンフレット」をご覧ください。
- ・記載の保険料は、団体割引25%、損害率による割増10%を適用しています。

申込人 パーソナルタイプ（タイプA）、ファミリータイプ（タイプB）とも会員本人です。

被保険者【本人】となる方

【パーソナルタイプ（本人型）】

- ①会員本人 ②会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 ③会員本人と同居している親族および使用人

【ファミリータイプ（家族型）】

- ①会員本人 ②会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹

補償の対象となる方の範囲

【パーソナルタイプ（本人型）】

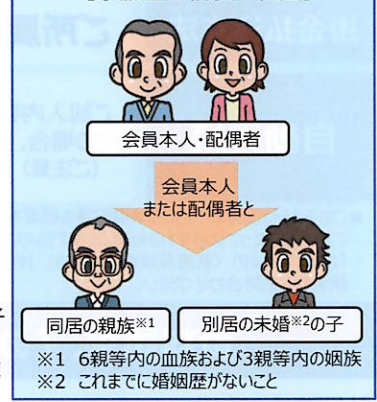
- ①被保険者本人 ※ただし日常生活賠償特約に関しては家族型と同じです

【ファミリータイプ（家族型）】

- ①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者 ③被保険者本人またはその配偶者と同居している親族および別居の未婚の子

（注意）日常生活賠償特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

【家族型の補償の範囲】



東京青色申告会連合会共済会

株式会社 東京青色

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 広域法人開発部 営業課

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
 TEL:03-3230-8501 FAX:03-3230-8655

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
 TEL:03-3230-8501 FAX:03-3230-8655

〒103-8250 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号
 TEL:03-6734-9608 FAX:03-6734-9609

(2021年2月承認) B20-104670